

養父市医療機関等原油価格等高騰対策給付金について

1 本事業の補助概要

今般の社会情勢などにより、原油価格・物価高騰等の影響を受けている医療機関等の負担を軽減し、安定的な医療サービスの提供を継続できるよう支援（給付金を支給）します。

2 補助対象者及び給付金額

- ・ 1施設につき、申請受付期間中1回のみ申請が可能です。
- ・ 公立の医療機関は、補助対象者ではありません。

施設区分	要件	給付金額
病院・診療所	市内に開設し、保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所	200千円/施設
歯科診療所	市内に開設し、保険医療機関として指定を受けている歯科診療所	150千円/施設
薬局	市内に開設し、保険薬局として指定を受けている薬局	150千円/施設
受領委任・償還 払対応の施術 所	次の各号に掲げる要件の全てを満たすもの 1 市内に開設し、保健所に届出をしている施術所 2 施術に係る療養費の受領委任払いの取り扱い・ 償還払による保険診療を行っている施術所	150千円/施設
その他の施術 所	市内に開設し、保健所に届出をしている施術所	100千円/施設
訪問介護ステ ーション	市内に開設し、近畿厚生局に指定を受けているもの	100千円/施設
歯科技工所	市内に開設し、保健所に届出をしている歯科技工所	100千円/施設

3 申請手続き

給付金申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、提出してください。

申請受付期間：令和5年9月29日まで

4 決定通知及び給付金の支給

提出のあった申請書類について、審査を行い、支給（不支給）の決定を申請者へ通知します。支給を決定した場合は、指定口座に給付金を振り込みます。

5 問い合わせ・書類提出先

養父市役所 健康医療課

担当 森本・長谷川

電話 079-662-3165 FAX 079-662-2601

E-MAIL kokuho@city.yabu.lg.jp